○農林水産省告示第二千五百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県神石郡神石高原町上豊松字寺谷桜之木一五五二の一、一五五二の二、一五五四、字米見山一六〇四の一、一六二一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県山県郡安芸太田町大字加計字穴ケ迫平一二一四の四、一二一四の一一から一二一四の一三まで、一二二七の一、一二二九の一三、一二二九の一五から一二二九の一七まで、一二三〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字穴ケ迫平一二一四の四・一二一四の一・一二一四の一三・一二二七の一・一二二九の一三・一二二九の一五・一二二九の一六・一二三〇（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　愛媛県北宇和郡松野町大字上家地九〇六、九〇八の一、九〇八の二、九〇九の一から九〇九の三まで、九一〇の一から九一〇の三まで、九一一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山梨県山梨市牧丘町室伏字洞二九九二の一〇から二九九二の一二まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山梨県北杜市須玉町比志字塩ノ和田七一二の一、七一二の一、字押堀一二七〇、字告場一二七一、一二七四、一二七五、一二七九、一二八〇、一三〇〇の一から一三〇〇の三まで、一三〇三、字反保七一三の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字告場一二七九・一二八〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一二七一、一二七四、一三〇〇の二、一三〇〇の三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡南部町内船字東ノ峯一三五四二（次の図に示す部分に限る。）、一三五四三、字藤切場一三九四四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山梨県山梨市牧丘町北原字矢之沢三四六一、三四六二の一、三四六二の二、三四六三、三四六四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。）